

甲 E 2 0 の 1 の和訳

(1 頁)

- 1.2. 安全評価は、すべての施設および活動に対する安全要件の遵守（したがって、基本的な安全原則の適用）を評価し、安全を確保するため取るべき措置を決定する手段として行われるべきである。安全性評価は、施設の運営または活動の実施を担当する組織によって実施され、文書化され、独立して検証され、許可または認可プロセスの一環として規制当局に提出される。

(1 1 頁)

- 4.9. 安全評価において、放射線リスクを許容可能なレベルに制御するための適切な対策が講じられているかが決定される。設計に組み込まれた構造物、システム及び部品及び障壁が、それらに要求される安全機能を果たすかどうかを決定しなければならない。予期された運転事象および事故状態を防止するための適切な対策が講じられているかどうか、および事故が発生した場合の放射線による影響を軽減できるかどうかも決定される。

(1 6 頁)

- 4.22. 施設又は活動の安全に関連する敷地特性の評価は、以下の事項を包含しなければならない。
 - (a) 物理的、化学的及び放射線上の特性。これらは、通常運転時に、あるいは予期される運転時の事象又は事故状態の結果として放出された、放射性物質の広がり又は移行に影響することになる。
 - (b) その地域の外部自然事象及び外部人為事象の特定。これらは、

施設及び活動の安全に影響を及ぼす可能性があるものであり、施設及び活動に付随する潜在的な放射線リスクに応じて、（極端な悪天候、地震及び洪水のような）外部自然事象及び（航空機落下並びに輸送及び産業活動に起因する災害のような）外部人為事象を含むことがある。

(c) 敷地周辺の人口の分布及びその特性。これらは、加盟国のあらゆる立地政策、近隣加盟国に対する影響の可能性、及び緊急時計画を策定するための必要条件に関連している。

(16頁)

要件9 放射線防護のための対策の評価

施設又は活動に対する安全評価において、電離放射線の有害な影響から人及び環境を防護するために十分な対策が取られているかどうか決定されなければならない。

(17頁)

4.25. 安全評価では、作業員と一般市民の放射線被ばくに関連する線量限度（基本安全原則第1原則で要求される範囲）内に管理するための適切な対策が講じられているかどうか決定され、個々の線量の大きさ、被ばくする人の数および被ばくの可能性が、経済的、社会的要素を考慮に入れて、すべて合理的に達成可能な限り西行厳になるように防護が最適かされているかどうか（基本安全原則5原則）が決定されなければならない。

(30頁)

5.2. 安全評価は、それ自体で安全を達成することができない。安全は、

入力された仮定事項が妥当であり、得られた制限及び条件が実施、維持され、また、その評価がいかなる時点でも施設又は活動があるがままに反映しているものである場合にのみ達成できる。施設及び活動は、その存続期間（例えば、建設、試運転、運転、廃止措置及び解体措置又は閉鎖）にわたり、変更、改善及び経年変化に伴って、進展している。知識と理解も時間と経験とともに進化している。安全評価は、そのような変化を反映し、また、引き続き妥当なものとするために最新化されなければならない。安全評価を最新化することは、監視データ及び実績指標の将来の評価に対する基礎を提供するためにも重要であり、また、放射性廃棄物の貯蔵と処分のための施設に対しては、敷地の将来的利用に関する参照用の適切な記録を提供するためにも重要である。